

## 第2回青森・弘前交通圏合同タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

日 時：平成22年6月29日（火） 13時30分  
場 所：青森市民ホール 1階会議室（1）

### 1 開会

青森・弘前交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会事務局の東北運輸局青森運輸支局池田首席運輸企画専門官より、議事全ての取材は可とするが、テレビカメラ及び写真撮影については頭撮りのみとすることの了承を得たのち、開会宣言、出席者の紹介、本会議が設立している旨の報告、配布資料の確認。

### 2 議事

- (1) 青森交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（案）について  
弘前交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（案）について

〔安中座長〕

- ・ これより第2回協議会の議事に入らせていただきます。
- ・ 2月に県内3地区の協議会が発足した訳でございますが、既に八戸地区につきましては5月18日に地域計画が承認され、次の段階に入っているところでございます。
- ・ 本日は、青森、弘前の地域計画（案）が提案されることになっておりますが、皆様の議論を受け今回を持って、両協議会の地域計画の承認まで作業を進めさせていただきたいと考えています。
- ・ 事務局から資料等の説明を受けた後、委員の皆様から意見を伺いたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

・ ・ 事務局より地域計画（案）について説明 ・ ・

〔安中座長〕

- ・ 事務局より地域計画（案）について、それぞれの交通圏毎に説明がありました。
- ・ 内容は大きく分けて、1つ目は「タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針」、2つ目は「地域計画の目標」、3つ目は「地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及び実施主体に関する事項」について説明がありました。1つ目の基本的な方針と、2つ目の地域計画の目標は関連性がございますので、合わせてご意見等お願いしたいと思います。

(各委員からの意見・質問等)

[斉藤委員]

- ・ タクシーの活性化についてはいろいろ課題が多い。
- ・ インターネット等を活用した観光の情報発信も必要ではないか。

[事務局]

- ・ 青森市の場合、東北新幹線の新青森駅開業に向け二次交通の議論が行われている。
- ・ 青森市の取組みについて、意見をお願いしたい。

[斉藤委員]

- ・ 取組みの方向性の中に、「過度な運賃競争への対策」とあるが、これはどういう趣旨で言っているのか。

[事務局]

- ・ 過度な運賃競争への対応については、「タクシー運賃制度研究会報告書」の中で、タクシー運賃の今後の審査のあり方について、地域の実情に即した自動認可運賃の幅の設定、下限割れ運賃の審査の厳格化、最高乗車距離制限の指定地域の拡大等まとめられており、これらの報告等を踏まえて、対応したいと考えている。

[斉藤委員]

- ・ 運賃競争を制限するのはどうかと考える。
- ・ 事業の活性化は需要と供給のバランス、いかに需要を喚起していくのかが大事だ。

[江良委員]

- ・ 労働者としては、同一地域同一運賃が好ましいと考えている。
- ・ 県内の労働者、特に青森、弘前の労働者は最低賃金に抵触している実態も多いのでは。

・・・運賃の考え方等について意見交換・・・

[中野委員]

- ・ タクシー労働者がどういう状態にあるのか、どうしなければならないのか。この中で特措法が出来た。
- ・ タクシーサービスはどこでも行っている。
- ・ 事業者と一緒にやっていきたいし、事業者も前向きに考えていただきたい。

[大平委員]

- ・ 運賃が値段の競争になると、労働者に直に影響がある。
- ・ 需要が落ちているなかで、最賃に満たない状態もある。この辺も事業者を考えていただきたい。

〔下山清委員〕

- ・ タクシー協会弘前支部として、観光勉強会、マナー研修会を開催している。

〔高木委員〕

- ・ 弘前市からの修正意見についての理由等について説明。

〔加川委員〕

- ・ タクシーの利用価値の上がるような形にしていきたい。

〔神委員〕

- ・ 利用者の利便性の良いものにしていただきたい。

〔渡邊委員〕

- ・ 労働条件の悪化等が前提にこういった指摘がされていることは理解している。
- ・ 全国的にても労働関係の法令違反があることも事実。
- ・ 減車の部分の議論の中で、労働条件の改善に役立つ一方で雇用問題について安易に解雇に繋がらないようにしていく必要がある。

〔安中座長〕

- ・ 3の特定事業の関係について、各事業者が特定事業計画という形で作成し、申請することとなりますが、弘前市から提案のあった乗合タクシーの部分も含みまして意見等お願いします。

〔江良委員〕

- ・ 乗合タクシーについては、活性化のためよいことだと思う。

〔事務局〕

- ・ 乗合タクシーについては、国の補助金を使って実証実験している事例がある。県内では十和田市で昨年10月から行っている。

〔安中座長〕

- ・ 全体的には問題点等が出されたと思います。
- ・ 地域計画の議決について事務局か説明をお願いします。

・ ・ 事務局から地域計画の議決方法（設置要綱5条9）について説明 ・ ・

また、本日、急遽欠席の、青森市の八戸委員からは特に意見はなく賛成する旨、事務局から確認済み。

〔安中座長〕

- ・ 議決については挙手により行います。

青森交通圏：賛成（10名） 反対（1名） 保留（0名）

・ ・ 設置要綱第5条第9項（3）により議決 ・ ・

弘前交通圏：賛成（9名） 反対（0名） 保留（0名）

・ ・ 全会一致により議決 ・ ・

- ・ 青森交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画及び弘前交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画とも議決されました。

〔安中座長〕

- ・ 議事（2）その他について、事務局からお願いします。

〔事務局〕

（特定事業計画の認定申請書を配布）

- ・ 只今、お配りしたものは、各タクシー事業者が行う特定事業計画の認定申請書となります。参考までにお配りさせていただきます。
- ・ 本日、地域計画が議決されましたが、特措法第9条第5項に「協議会は、地域計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、国土交通大臣あて送付しなければならない」と、規定されておりますので、会長名にて公表のうえ国土交通大臣あて送付することとします。
- ・ 今後は、地域計画に定められた適正化・活性化のための特定事業計画等の実施に移っていくこととなりますが、設置要綱第5条第11項において、「協議会は地域計画作成後も定期的に開催することとする」となっておりますので、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、フォローアップという意味合いもありますので開催したいと考えています。

〔安中座長〕

- ・ 事務局から、地域計画の公表と今後の協議会の開催について説明がありました。
- ・ 今後は、本日承認されました地域計画に定められた特定事業計画の実施に移っていくこととなりますが、引き続き委員の皆様のご支援、ご協力をお願いします。
- ・ 議事進行を事務局にお返しします。

### 3 閉会

- ・ 安中会長、議事の進行誠にありがとうございました。
- ・ 委員の皆様におかれましては、大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、地域計画を取りま

とめることができました。大変ありがとうございました。

- ・ 以上をもちまして、第2回青森・弘前交通圏合同タクシー事業適正化・活性化協議会を閉会いたします。ありがとうございました。